

(平成21年2月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 18 日から 47 年 5 月 16 日まで

私は申立期間中、A社に勤め、総務課で職員採用にかかわる事務をしていた。2年しか勤めていないので、退職金などは無く、脱退手当金も受け取っていない。

私は退職時に事務の担当者に対し、年金はずっと掛けていくことを伝えてもいるので、申立期間について脱退手当金を受給したとされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A社を管轄する社会保険事務所に、申立人名義の脱退手当金裁定請求書及び委任状、並びに脱退手当金計算書が保管されている。そして、これらの書類のうちの委任状及び脱退手当金計算書には、「47.6.29 小切手交付済」との押印のあることが認められ(前出の請求書上にも押印があるが不鮮明で判読不能)、この日付は、社会保険庁の電算記録にある脱退手当金の支給日とも一致する。

また、社会保険事務所保管のA社に係る被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から短期間となる約1か月後の昭和47年6月29日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年10月から33年3月まで
② 昭和33年10月から34年3月まで
③ 昭和34年10月から35年3月まで
④ 昭和35年10月から36年3月まで
⑤ 昭和36年10月から37年3月まで
⑥ 昭和37年10月から38年3月まで
⑦ 昭和38年10月から39年3月まで

私は、昭和28年から46年まで、夫と共に夫の兄が社長のA社に勤務した。同社はでん粉製造の会社であり、私自身は毎年冬場の半年間（10月から3月まで）、でん粉の生産に従事していた。しかし、社会保険庁では、私の厚生年金保険の加入記録は、A社について昭和39年8月1日以降分しか無いとしている。

私は国民年金制度が始まった昭和36年4月以降には、厚生年金保険に加入していない半年間は、きちんと国民年金に加入し保険料納付している。

私が勤務していたことはもとより、厚生年金保険料を納付していたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた同僚の証言などから、申立人が申立期間中、A社に勤務していたことはうかがわれるものの、申立人が各申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源

泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所保管のA社における被保険者名簿及び社会保険庁の電算記録では、昭和39年8月1日から当該事業所に関する申立人の厚生年金保険の加入記録が計7期間48か月確認できるのみであり、全申立期間を含む32年10月から39年3月までの間の各期間に、申立人が被保険者であったことを示す申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠落も無い。

さらに、A社は昭和47年1月1日に全喪している上、52年11月17日に解散登記されていることから、申立期間当時における厚生年金保険の加入状況、保険料の控除状況等が不明であり、当該事業所がその従業員の全員をもれなく厚生年金保険へ加入させていたことなどを裏付ける資料等が得られない。

加えて、申立人は、昭和39年8月から46年3月までにかけてA社に係る厚生年金保険の加入記録が無い期間は国民年金に切り替え、国民年金保険料を納付しており、さらに国民年金制度発足の昭和36年4月以降の、申立期間④から⑦までの期間を除く期間についても国民年金の納付記録があることから、全申立期間にも厚生年金保険へ加入していた旨を主張している。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、45年7月20日以降にB市で払い出されていることが確認できるとともに、申立期間④から⑦までの各期間直後の国民年金保険料は、その当時に納付されたものではなく、それぞれ47年6月22日に特例納付されていることが確認できるため、国民年金保険料の納付記録が無い期間に、厚生年金保険の加入記録があったとまでは言い難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。